

## [商品概要説明書]

令和元年6月3日現在 リフォームローン適用金利

いすみ農業協同組合

お借入利率	変動金利 年 <b>1.500%</b>	固定金利 年 <b>2.300%</b>
-------	----------------------	----------------------

### JAリフォームローン商品概要

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組合員の方。融資時までには組合員資格を有される方 ※組合加入には出資が必要となります。</li> <li>○千葉県内に居住の方で、当JA管内に居住、または当JA管内に1年以上勤続中で当JAとお取引のある方</li> <li>○お借入時の年齢が満20歳以上66歳未満、最終返済時の年齢が満80歳未満の方 (ただし、20歳未満の准組合員については給与所得者であること)</li> <li>○前年度税込年収が150万円以上の方(給与所得者) 前年所得が150万円以上の方(自営業者) 前年所得が150万円以上の方(農業者)</li> <li>○勤続年数 給与所得者 = 現勤務先で1年以上 自営業者 = 現職業で1年以上</li> <li>○団体信用生命共済に加入できる方</li> <li>○居住年数1年以上の方(1年未満でも自己持家もしくは家族名義の方は可)</li> </ul>												
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の増改築・改装・補修資金および住宅関連設備等を目的とする資金(住宅関連設備例)</li> <li>○門、塀、車庫、物置</li> <li>○宅地内の植樹、造園、シロアリ駆除</li> <li>○冷暖房設備、給排水施設、家具、照明器具、太陽光発電システム等</li> <li>○他金融機関からの借換資金(但し有担保ローンは対象外となります。)</li> </ul>												
ご融資金額	○10万円以上1,000万円以内(1万円単位、所要金額の範囲内)												
ご融資期間	○1年以上10年以内 ※借換資金は、現在お借入中のリフォーム資金残存期間の範囲内												
ご返済方法	○元利均等で毎月返済方式、特定月増額返済方式 ※特定月増額返済方式の増額返済部分は借入額の40%以内とします。												
担保・保証人	○原則として不要です。 ただし、千葉県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。												
保証料	<p>○ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100万円あたりの一括前払い保証料(例)】 (単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">お借入期間</td> <td style="width: 15%;">1年</td> <td style="width: 15%;">3年</td> <td style="width: 15%;">5年</td> <td style="width: 15%;">7年</td> <td style="width: 15%;">10年</td> </tr> <tr> <td>保証料(円)</td> <td>2,426</td> <td>6,898</td> <td>11,358</td> <td>22,404</td> <td>33,214</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保証料(円)	2,426	6,898	11,358	22,404	33,214
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年								
保証料(円)	2,426	6,898	11,358	22,404	33,214								
手数料	○ご融資時には、事務取扱手数料(消費税等含む)が必要です。 ・事務取扱手数料 ..... <b>10,800</b> 円												

ご用意 いただく書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所得を証明する書類 農業所得証明書・確定申告書・公的証明書等</li> <li>●見積書</li> <li>●健康保険証(給与所得者は国民健康保険証は不可)</li> <li>●自宅の謄本(准組自営業者の場合)</li> <li>◎住民票謄本・運転免許証・外国人登録済証明書・登記簿謄本または固定資産税証明書</li> </ul>
---------------	---

● = 必ず徴求する書類

◎ = 必要に応じ徴求する書類